諮問庁:国土交通大臣

諮問日:平成29年1月16日(平成29年(行情)諮問第17号)

答申日:平成29年6月22日(平成29年度(行情)答申第104号)

事件名:異常運転等報告書(特定会社)の一部開示決定に関する件

# 答 申 書

#### 第1 審査会の結論

特定の異常運転等報告書に係る供覧文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

## 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、関東運輸局長(以下「処分庁」という。)が行った平成28年8月4日付け関総総第138号による一部開示 決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね次のとおりである。

本件処分で不開示とした情報が適切であるかを,再度,精査していただきたい。

# 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求について
- (1)本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、以下の文書の開示を求めてなされたものである。

特定年月日に特定鉄道路線で男性運転士が乗務中に一時意識が低下し 列車の制限速度を超過させた件(以下「本件事案」という。)で関係機 関から報告を受けた内容が分かるもの(決裁文書,供覧文書等を含む。)

- (2)本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書を特定し、法5条1 号に該当する部分を不開示とする、一部開示決定(原処分)を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、原処分を取り消すべきとして諮問庁に対し、本件審査請求を提起した。
- 2 審査請求人の主張について (省略)
- 3 異常運転等報告書について

異常運転等報告書については、特定事故を契機として、運転士に起因する事故の発生を防止するために、運転士の資質の維持・管理の重要性が再認識されたことから、運転士による運転取扱い誤りに起因すると認められる事故であって乗客・乗務員等に死傷者を生じた場合や、運転士が酒気を帯びた状態または薬物の影響により正常な運行ができないおそれがある状態で列車が運転された場合等に、鉄道事業者に対して所要の報告を求めることとしたものであり、鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則(平成18年国土交通省令第79号)3条において規定している。

- 4 原処分に対する諮問庁の考え方について
- (1) 不開示部分について
  - ア 諮問庁として、本件対象文書を見分したところ、不開示とした部分は、以下の①ないし⑦の情報であることが確認でき、処分庁はその全てを法5条1号に該当するとして不開示としている。
    - ① 供覧の表紙における「備考」欄の記載
    - ② 「異常運転等報告書」における取得免許の番号
    - ③ 「異常運転等報告書」における乗務員指導管理者の氏名
    - ④ 「異常運転等報告書」における発生年月日
    - ⑤ 「異常運転等報告書」における「運転取扱誤り等により発生した 事象」(駅構内図を含む。)欄の記載
    - ⑥ 「異常運転等報告書」における「運転取扱誤りの内容」欄の記載
    - ⑦ 「異常運転等報告書」における「措置内容」欄の記載
  - イ 審査請求人は原処分の不開示部分が適切であるかの精査を希望して いることから、以下、諮問庁として、原処分の妥当性について検討 する。
- (2) ②及び③の情報について
  - ア ②の情報は、動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和31年運輸 省令第43号)3条3項の規定に基づき、地方運輸局長が交付した 動力車操縦者運転免許証に記載している運転免許の番号であり、今 回、異常な操縦を行った運転士(以下「本件運転士」という。)が 所有する運転免許証に記載された個人番号である。
  - イ また、③の情報は、特定会社の特定事務所において、乗務員の資質 管理を行う者として選任された者(以下「本件指導管理者」とい う。)の氏名である。
  - ウ これらの情報は、個人に関する情報であり、また、個人を識別できる情報であると認められることから、法 5 条 1 号に該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情は見当たらないため、不開示は妥当である。
- (3) ⑤の情報について

- ア ⑤の情報は、本件事案において、特定会社が本件運転士から、詳細 に事情聴取を行った内容及び特定会社が保有する機器等から読み取 った情報を記載したものである。
- イ この情報は、単独で特定の個人を識別することは困難であるが、措置内容その他の情報と突合することで特定の個人を識別できる情報となることから、法 5 条 1 号に該当する。また、本件事案の概要は特定会社から報道発表がされているところであるが、本件の不開示情報と同等の詳細な情報は発表されておらず、既に公にされているとはいえず、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情は見当たらないことから、不開示維持が妥当と考える。
- ウ 仮に、これらの情報を開示することとなれば、本件運転士は報告を行ったことにより自らの運転取扱誤りが他の者に知られることになり、積極的な報告を阻害する可能性があり、報告したとしても本件運転士は事実を隠蔽又は歪曲し、正確な事実の把握及び発見を困難にするおそれがある。また、他の者が同種事象を発生させた場合に、当該情報を参考にして事実を隠蔽する又は歪曲させるおそれがあり、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、法5条6号にも該当するため、不開示は妥当である。

## (4) ⑦の情報について

- ア ⑦の情報は、特定会社が本件運転士の運転取扱誤りに対して、実際 に行われた乗務停止期間、指導及び教育内容等を記載したものであ る。
- イ これらの情報は、単独で特定の個人を識別することは困難であるが、 運転取扱誤り等により発生した事象その他の情報と突合することで 特定の個人を識別できる情報となること、また、同僚など一定の関 係者等であれば特定の個人を識別できる情報であり、また、乗務停 止期間、指導及び教育内容等は、一般的に他人に知られることを忌 避する性質の情報であり、その具体的内容を開示することとなれば、 個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号後段に 該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認める事情は見当た らないことから、不開示は妥当である。

## (5) ①, ④及び⑥の情報について

- ア ①には、本件事案が発生した「特定年月日」、「特定鉄道路線及び 列車が速度を超過した等の事実」及び「取得免許の番号」の情報が 記載されている。
- イ また、④には本件事案が発生した「特定年月日」が記載されている こと及び⑥には「速度超過を表す番号」が記載されていることが確 認できる。

ウ 処分庁は、これらについて、法 5 条 1 号に該当するとして不開示としているが、①のうち「特定年月日」及び「特定鉄道路線及び列車が速度を超過した等の事実」の情報並びに④及び⑥の情報は、審査請求人の開示請求書において既に記載されている情報と合致し、また、既に報道発表されている情報とおおむね同一のものと認められるため、不開示とする理由は存しないと考える。

よって、①のうち「特定年月日」及び「特定鉄道路線及び列車が速度を超過した等の事実」の情報並びに④及び⑥の情報は開示することとする。

#### 5 結論

以上のことから、①のうち「特定年月日」及び「特定鉄道路線及び列車が速度を超過した等の事実」の情報並びに④及び⑥の情報は開示することとするが、その余の部分を法5条1号に該当するとして一部を不開示とした原処分については、法5条6号に該当する情報も含まれており、妥当であると考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年1月16日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年2月6日 審議

④ 同年6月5日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同月20日 審議

# 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 法5条1号に該当する部分を不開示とする決定(原処分)を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

諮問庁は、原処分で不開示とされた部分のうち、既に報道発表されている情報とおおむね同一のものと認められる情報等が記載された部分については開示するが、その余の部分(以下「不開示維持部分」という。)については、法5条1号及び6号柱書きの不開示情報に該当し、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示維持部分の不開示情報該当性について
- (1) 不開示維持部分について

ア 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書 は、「供覧の表紙」及び当該供覧の対象となった本件事案に係る 「異常運転等報告書」で構成されており、これらのうち不開示維持 部分は、以下のとおりであることが認められる。

- (i)「供覧の表紙」における「備考」欄に記載された本件運転士の 取得免許の番号(以下「不開示維持部分1」という。)
- (ii) 「異常運転等報告書」における本件運転士の取得免許の番号 (以下「不開示維持部分2」という。)
- (iii) 「異常運転等報告書」における乗務員指導管理者(本件指導管理者)の氏名(以下「不開示維持部分3」という。)
- (iv) 「異常運転等報告書」における「運転取扱誤り等により発生した事象」(駅構内図を含む。)欄の記載(以下「不開示維持部分4」という。)
- (v) 「異常運転等報告書」における「措置内容」欄の記載(以下 「不開示維持部分5」という。)
- イ 諮問庁は、理由説明書(上記第3)において、不開示維持部分1ないし不開示維持部分3及び不開示維持部分5については法5条1号の不開示情報に、また、不開示維持部分4は同条1号及び6号柱書きの不開示情報に、それぞれ該当する旨説明している。
- (2) 不開示維持部分1ないし不開示維持部分3について

不開示維持部分1及び不開示維持部分2は本件運転士に係る、また、不開示維持部分3は本件指導管理者に係る、それぞれ法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、いずれも同号ただし書イないしハに該当する事情は存せず、さらに、いずれも個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、不開示維持部分1ないし不開示維持部分3は、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (3) 不開示維持部分4について
  - ア 不開示維持部分4には、本件事案に係る運転誤りの詳細な内容が、 本件運転士から事情聴取した内容等を交えて記載されていることが 認められる。

不開示維持部分 4 は、本件運転士の氏名等直接に個人を識別することができる情報は記載されていないが、その内容に照らせば、これを公にすると、本件運転士の知人や特定会社特定事務所の関係者等一定の範囲の者には、本件運転士を特定することが可能となり、通常他人には知られたくない本件事案に係る運転誤りの詳細な内容が明らかとなって、本件運転士の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに

該当すると認められる。

イ 当審査会において、諮問庁から、本件事案に関し特定会社が公表した資料の提示を受けて確認したところ、別表の3欄に掲げる部分には、同公表資料に掲載されている内容の一部とおおむね同一の内容が記載されていることが認められる。

よって、不開示維持部分4については、別表の3欄に掲げる部分は、法5条1号ただし書イに規定する法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するが、その余の部分は、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書口及びハに該当するとすべき事情も存しない。

- ウ また、別表の3欄に掲げる部分は、上記イのとおり、特定会社が公表した資料に掲載されている内容とおおむね同一の内容が記載されているのであるから、当該部分を公にしても、諮問庁が上記第3の4(3)ウで説明するおそれがあるとは認められず、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するとは認められない。
- エ 以上のことから、不開示維持部分4については、別表の3欄に掲げる部分は、法5条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

## (4) 不開示維持部分5について

ア 不開示維持部分5には、本件事案に関し、本件運転士に対して行われた指導、教育等の措置の内容が記載されていることが認められる。

不開示維持部分 5 は、本件運転士の氏名等直接に個人を識別することができる情報は記載されていないが、その内容に照らせば、これを公にすると、本件運転士の知人や特定会社特定事務所の関係者等一定の範囲の者には、本件運転士を特定することが可能となり、通常他人には知られたくない本件事案に関して行われた措置の内容が明らかとなって、本件運転士の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号本文後段に該当すると認められる。

- イ また、不開示維持部分5に記載された情報は、本件事案に関し特定会社が公表した資料には掲載されておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、法5条1号ただし書イには該当しない。さらに、同号ただし書口及びハに該当するとすべき事情も存しない。
- ウ したがって、不開示維持部分5は、法5条1号に該当し、不開示と したことは妥当である。
- 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条 1 号及び 6 号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の 3 欄に掲げる部分は、同条 1 号及び 6 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条 1 号に該当すると認められるので、同条 6 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

## (第5部会)

委員 南野 聡,委員 泉本小夜子,委員 山本隆司

# 別表 (不開示維持部分及び開示すべき部分)

1	2		3
構成する文	不開示維持部分		左のうち開示す
書の名称等		該当部分	べき部分
供覧の表紙	1	「備考」欄に記載された取得免許の	_
		番号	
「異常運転	2	取得免許の番号	_
等報告書」	3	乗務員指導管理者の氏名	-
	4	「運転取扱誤り等により発生した事	12行目ないし
		象」(駅構内図含む。)欄の記載	15行目全て
	5	「措置内容」欄の記載	

- (注) 1 行数は、該当する欄における行数。
  - 2 当該欄の題名は行数に数え、空白行及び罫線のみの行は行数に数 えない。